

経済産業省

20160623 貿局第 1 号
輸入注意事項 28 第 9 号
経済産業省貿易経済協力局

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」（昭和55年11月28日
付け輸入注意事項55第76号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成28年7月21日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」（昭和55年11月28日
付け輸入注意事項55第76号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成28
年8月20日から施行する。

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について（昭和55年1月28日付け・輸入注意事項55第76号）

改正後	現 行
<p>輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定による輸入の承認を受けなければならない場合は、昭和41年4月通商産業省告示第170号（輸入公表）の第二号に規定されていますが、当該輸入の承認を受けるための手続きは、輸入貿易管理規則第2条第1項によるほか、下記の要領によることとし、昭和55年12月1日から施行します。</p> <p>なお、昭和37年10月11日付け輸入注意事項37第39号（貨物の原産地又は船積地域に係る事前許可について）は昭和55年11月30日限りで廃止します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 （略）</p> <p>2 書面申請手続提出書類 (イ)～(ウ) （略） (1)～(3) （略） (4) 特定輸入承認</p> <p>外国人漁業の規制に関する法律施行令（昭和42年政令第325号）第2条に規定する特定輸入承認を受ける場合においては、2の規定にかかわらず、2の(1)の(甲)の申請理由は別紙2の様式によるものとし、当該貨物を積載してくる船舶名を記載した書類を2通添付すること。</p> <p>この場合において、輸入の承認の際に当該輸入承認申請書の条件欄に次の例により記載するものとする。</p> <p>なお、申請者は、当該輸入の承認を受けたときは、速やかに、水産庁資源管理部管理課あて当該輸入の承認に係る輸入承認証の写し3通を提出して、特定輸入承認を受けた旨の報告を行うものとする。</p> <p>(例) （略）</p> <p>[別紙1] （略） [別紙2]</p> <p style="text-align: center;">特定輸入承認申請理由書</p> <p>経済産業大臣 殿</p>	<p>輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定による輸入の承認を受けなければならない場合は、昭和41年4月通商産業省告示第170号（輸入公表）の第二号に規定されていますが、当該輸入の承認を受けるための手続きは、輸入貿易管理規則第2条第1項によるほか、下記の要領によることとし、昭和55年12月1日から施行します。</p> <p>なお、昭和37年10月11日付け輸入注意事項37第39号（貨物の原産地又は船積地域に係る事前許可について）は昭和55年11月30日限りで廃止します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 （略）</p> <p>2 書面申請手続提出書類 (イ)～(ウ) （略） (1)～(3) （略） (4) 特定輸入承認</p> <p>外国人漁業の規制に関する法律施行令（昭和42年政令第325号）第2条及び第3条第一号に規定する特定輸入承認を受ける場合においては、2の規定にかかわらず、2の(1)の(甲)の申請理由は別紙2の様式によるものとし、当該貨物を積載してくる船舶名を記載した書類を2通添付すること。</p> <p>この場合において、輸入の承認の際に当該輸入承認申請書の条件欄に次の例により記載するものとする。</p> <p>なお、申請者は、当該輸入の承認を受けたときは、速やかに、水産庁資源管理部管理課あて当該輸入の承認に係る輸入承認証の写し3通を提出して、特定輸入承認を受けた旨の報告を行うものとする。</p> <p>(例) （略）</p> <p>[別紙1] （略） [別紙2]</p> <p style="text-align: center;">特定輸入承認申請理由書</p> <p>経済産業大臣 殿</p>

申請 年 月 日
申請者 記名押印又は署名

輸入貿易管理令第4条第1項第二号並びに外国人漁業の規制に関する法律施行令第2条の規定に基づき、下記貨物の輸入について特定輸入承認を申請します。

以下 (略)

[別紙3] (略)

申請 年 月 日
申請者 記名押印又は署名

輸入貿易管理令第4条第1項第二号並びに外国人漁業の規制に関する法律施行令第2条及び第3条第一号の規定に基づき、下記貨物の輸入について特定輸入承認を申請します。

以下 (略)

[別紙3] (略)